

# ○国立大学法人埼玉大学における埼玉大学認定ベンチャーの指定等に関する規則

〔令和4年3月17日〕  
〔規則第60号〕

(目的)

**第1条** この規則は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）における研究成果を活用して起業した企業（以下「ベンチャー企業」という。）を本学認定ベンチャーに指定して、本学の研究成果が社会に還元されていること及び本学のベンチャー企業に対する支援内容を明確にするとともに、連携を強化するため、必要な事項を定める。

(名称)

**第2条** この規則に基づき指定されるベンチャー企業は、埼玉大学認定ベンチャーと称する。

(申請)

**第3条** 埼玉大学認定ベンチャーとして指定を受けようとするベンチャー企業は、その代表者が、学長に対し、埼玉大学認定ベンチャー指定申請書（別紙様式第1号）を提出して申請する（以下、「本件申請」という。）。

2 本件申請を受けた学長は、この規則第5条の審査委員会の議を経て、その可否を決する。

(申請要件)

**第4条** 本件申請をするには、ベンチャー企業が次の各号に掲げる要件を満たしていることを要する。

- (1) 出資者の責任の範囲が有限責任の形態による企業であること。
- (2) 新たな技術又はビジネス手法を基に起業した企業であって、次のいずれかに該当するもの

ア 本学の役員及び教職員（非常勤含む。以下「役職員等」という。）、学部学生、大学院生、研究生、研究員その他本学の教育研究に携わる者（以下「学生等」という。）並びに役職員等又は学生等であった者（退職、卒業、修了又は期間終了後、原則として3年以内の者。以下「退職者等」とい

う。）が、本学において行った発明等に係る知的財産権を基に起業した企業  
イ 本学の役職員等、学生等又は退職者等が、本学で得られた研究成果又は成果有体物等（知的財産権に係る技術を除く。以下「研究成果等」という。）を基に起業した企業

ウ 本学の学生等又は学生等であった者（卒業、修了又は期間終了後3年以内

の者に限る。)が、本学で習得した知識、技術等を基に起業した企業  
エ 学長が特に必要と認めた企業

(3) 本学の役職員等が起業したものにあっては、本学の関係規則に抵触せず、利益相反しないこと。

(審査委員会)

**第5条** 本件申請の可否を審査するため、埼玉大学認定ベンチャー審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 研究機構長
- (3) 研究機構副機構長
- (4) オープンイノベーションセンター長
- (5) 研究・連携推進部長
- (6) その他学長が必要と認めた者

3 前項第6号に規定する委員の任期は、学長がその都度定める。

4 委員長は学長をもって充てる。ただし、学長に事故あるときは、学長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

5 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

6 審査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

7 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

8 審査委員会は、第1項の申請の可否を審査する他、認定ベンチャーに指定された企業の事業報告書等会計書類の審査をはじめ、称号の使用、支援の強化、認定ベンチャーの指定の解除、期間の延長、取消し及び認定ベンチャーに関する必要事項について審査する。

9 審査委員会が必要と認めるときは、申請者又は委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(称号の授与等)

**第6条** 学長は、埼玉大学認定ベンチャーに指定した企業（以下「認定企業」という。）に対し、「埼玉大学認定ベンチャー」の称号を授与する。

2 前項の称号の授与は、埼玉大学認定ベンチャー称号記（別紙様式第2号）の交付により行う。

3 授与にあたり、埼玉大学認定ベンチャーに関し本学と認定企業は合意書を締結するものとする。

4 称号の授与期間は、授与した日から5年以内とする。ただし、学長が特に必要

と認める場合は、審査委員会の議を経て、延長することができる。

(認定企業への支援)

**第7条** 認定企業は、本学に対し、次の各号に掲げる事項について、支援を求めることができる。

- (1) 本学内の施設等を認定企業の事務室、研究室として使用すること。
- (2) 本学の施設等の所在を認定企業の所在地とする商業登記すること。
- (3) 郵便物等の収受において便宜を与えること。
- (4) 埼玉大学認定ベンチャーの表示をすること。
- (5) 会議室及び共用設備を使用すること。
- (6) オープンイノベーションセンター等による企業・自治体等への紹介又は仲介をすること。
- (7) 本学主催の各種イベント、広報誌等で広報をすること。
- (8) 本学等が実施するベンチャー支援関係イベントについて案内し、当該イベントへの参加を促すこと。
- (9) その他審査委員会が必要と認めた支援

2 認定企業は、前項の支援を受けたときは、本学の関係規則を遵守する。

3 認定企業は、指定の解除、取消しなど、本学の支援が終了した場合には、本学で使用していた施設等を原状回復したうえ、使用中の本学の施設等から速やかに退去明渡して、商業登記を行っていた場合は、変更したことを示す書面を提出する。  
(使用の制限)

**第8条** 認定企業は、自社の製品やサービス等に称号を用いて企業活動を行う場合には、取引相手など第三者に対し、本学が保証などしてはならず、何らの責任も負わないことを常に明示する。

2 認定企業が、企業活動に称号を用いるときは、その内容を事前に学長へ届け出る。

3 認定企業による企業活動における称号の使用開始後に、学長が当該使用を不相当と認める状況が生じたときは、学長は、審査委員会の議を経て、当該企業活動における称号の使用の停止を命じる。

(事業報告等)

**第9条** 認定企業は、毎年自社で定めた決算日から3か月以内に、事業報告書及び収支決算書を学長に提出する。

2 認定企業は、債務超過に陥り回復の見込みが乏しくなり、事実上倒産状態になった場合には、速やかにその旨を学長に報告する。

3 認定企業は、各種手続の申請内容に変更があるときは、埼玉大学認定ベンチャー申請内容変更届(別紙様式第3号)により、速やかにその旨を学長に報告する。

(指定の解除、延長)

**第10条** 認定企業は、授与期間の満了前に埼玉大学認定ベンチャーの指定の解除を求める場合には、埼玉大学認定ベンチャー指定解除申請書(別紙様式第4号)を、授与期間の延長を求める場合には、埼玉大学認定ベンチャー称号延長申請書(別紙様式第5号)をそれぞれ学長に提出し申請する。

2 学長は、前項の申請があったときは、審査委員会の議を経て、埼玉大学認定ベンチャーの指定を解除あるいは期間延長することができる。

(指定の取消し)

**第11条** 学長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、審査委員会の議を経て、指定を取消すことができる。

(1) 第3条に規定する本件申請の申請内容に、虚偽若しくは重大な齟齬があったとき又は第4条の申請要件を満たさなくなったとき。

(2) 本学又は当該認定企業の社会的信用を失墜する行為をしたとき。

(3) 第9条第1項に規定する事業報告書等を提出しないとき又は同条第2項の規定に基づく報告をしなかったとき。

(4) 事業活動の実態がなくなったとき又は事業報告書等から活動の存続が危惧されると認めるとき等、指定及び支援することが適当でないとき。

2 学長は、前項の規定に基づき指定を取消したときは、埼玉大学認定ベンチャー指定取消通知書(別紙様式第6号)により、当該企業の代表者に通知する。

3 指定を取り消された企業は、速やかに埼玉大学認定ベンチャー称号記を返付し、取消日以後、埼玉大学認定ベンチャーに認定されていることはもとより、認定されていたことも企業活動に使用してはならない。

(指定等の公表)

**第12条** 学長は、埼玉大学認定ベンチャーの指定、延長、解除又は取消しを行ったときは、本学のホームページへの掲載等により公表する。

(免責)

**第13条** 本学は、認定企業の製品、サービス等の内容及び品質を保証しない。

2 本学は、認定企業に対するベンチャーの指定、延長、解除又は取消しをしたことについて、認定企業に何らかの損失及び損害が生じても、その賠償等一切の責任を負わない。

(損害賠償)

**第14条** 認定企業は、事業の執行にあたり、本学に損害を与えたときは、その全てを賠償しなければならない。

(事務)

**第15条** 埼玉大学認定ベンチャーの指定等に関する事務は、研究・連携推進部産

学官連携・ダイバーシティ推進課において処理する。

(雑則)

**第16条** この規則に定めるもののほか、埼玉大学認定ベンチャーの指定等に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 埼玉大学認定ベンチャー指定申請書

国立大学法人埼玉大学長 殿

名称

代表者

国立大学法人埼玉大学における埼玉大学認定ベンチャーの指定等に関する規則（以下「認定規則」という。）第3条第1項の規定に基づき、埼玉大学認定ベンチャーの指定を申請します。

なお、指定の上は、認定規則のほか貴学が定める諸規則及び法令を遵守することを誓約します。

申請要件該当条項 【認定規則第4条第1項(2)】	<input type="checkbox"/> ア 本学の役職員等、学生等又は退職者等が、本学において行った発明等に係る知的財産権を基に起業した企業 <input type="checkbox"/> イ 本学の役職員等、学生等又は退職者等が、本学で得られた研究成果又は成果有体物等を基に起業した企業 <input type="checkbox"/> ウ 本学の学生等又は学生等であった者が、卒業、修了又は期間終了後、3年以内に、本学で習得した知識、技術等を基に起業した企業 <input type="checkbox"/> エ その他
上記の要件を満たしている 事の説明（特許番号、関連する研究者名等）	
企業名	
所在地	
代表者名	
代表者区分	<input type="checkbox"/> 役職員等（あった者も含む） <input type="checkbox"/> 学生等（あった者も含む） <input type="checkbox"/> その他（ ） 認定規則第4条第1項(2)ア・イで退職者等の場合在職・在籍の年月日 （ ） 認定規則第4条第1項(2)ウの場合卒業、修了又は期間終了の年月日 （ ）
連絡先	電話番号： e-mail：
事業開始日	事業開始（予定）日      ・ 設立日
分野	<input type="checkbox"/> IT <input type="checkbox"/> バイオ <input type="checkbox"/> 医療 <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 素材・材料 <input type="checkbox"/> 機械・装置 <input type="checkbox"/> その他（ ）
資本の額又は出資の総額	
常時使用従業員数	

事業の概要	
事業化しようとする 研究成果等の概要	
埼玉大学認定ベンチャーの 指定を必要とする理由	
確認欄（教職員）	<input type="checkbox"/> 所要の手續、許可等（※）をうけています。 （※） 国立大学法人埼玉大学利益相反マネジメント規則、国立大学法人埼玉大学兼業規則 等、その他関係規則
確認欄	<input type="checkbox"/> 事業内容等が公序良俗に反しないことを表明します。 <input type="checkbox"/> 反社会的勢力との関係がなく、かつ将来にわたり関係を持たないことを表明します。

【は該当するものをとすること】

希望する支援について

支援期間の希望（5年以内）	年      ヵ月	
支援内容	希望の有無	希望する理由
事務室又は研究室として施設の使用	<input type="checkbox"/> 希望する	
商業登記に上記施設を使用	<input type="checkbox"/> 希望する	
郵便物等の収受	<input type="checkbox"/> 希望する	
埼玉大学認定ベンチャーの表示（HP/名刺等）	<input type="checkbox"/> 希望する	（HPや名刺等具体的に記載ください）
学内の共用設備の使用	<input type="checkbox"/> 希望する	
学内の会議室の使用	<input type="checkbox"/> 希望する	
企業・自治体等への紹介又は仲介	<input type="checkbox"/> 希望する	
各種イベント、広報誌等での広報	<input type="checkbox"/> 希望する	
ベンチャー支援関係イベントの案内等	<input type="checkbox"/> 希望する	
その他希望する支援		

【は該当するものをとすること】

添付書類について

- ①登記簿謄本（発行から3月以内のもの）
- ②定款の写し
- ③財務状況のわかる書類
- ④その他参考となる資料

別紙様式第2号（第6条関係）

埼玉大学認定ベンチャー（第 号）称号記

名 称

代 表 者

国立大学法人埼玉大学における埼玉大学認定ベンチャーの指定等に関する規則第6条第2項の規定に基づき、埼玉大学認定ベンチャーの称号を授与します。

【授与期間： 年 月 日 ～ 年 月 日】

年 月 日

国立大学法人埼玉大学

学 長 印

※貴社の製品、サービス等の内容及び品質を埼玉大学は保証しません。

貴社の製品やサービス等に称号を用いて企業活動を行う場合には、取引相手など第三者に対し、埼玉大学が保証などしてはならず、何らの責任も負わないことを常に明示すること。

※企業活動に称号を用いる場合、事前に学長へ届け出ること。

※その他称号の使用に当たっては、国立大学法人埼玉大学における埼玉大学認定ベンチャーの指定等に関する規則を遵守すること。

埼玉大学認定ベンチャー（第 号）申請内容変更届

国立大学法人埼玉大学長 殿

名称  
代表者

国立大学法人埼玉大学における埼玉大学認定ベンチャーの指定等に関する規則第9条第3項に基づき、提出した申請内容に変更がございましたので、以下のとおり報告します。

変更理由	
変更項目	
変更前	
変更後	
備考	

別紙様式第4号（第10条関係）

年 月 日

埼玉大学認定ベンチャー（第 号）指定解除申請書

国立大学法人埼玉大学長 殿

名称

代表者

国立大学法人埼玉大学における埼玉大学認定ベンチャーの指定等に関する規則第10条第1項の規定に基づき、埼玉大学認定ベンチャー称号の指定の解除を申請します。

記

解除を希望する理由

## 埼玉大学認定ベンチャー（第 号）称号延長申請書

国立大学法人埼玉大学長 殿

名称  
代表者

国立大学法人埼玉大学における埼玉大学認定ベンチャーの指定等に関する規則（以下「認定規則」という。）  
第10条第1項の規定に基づき、埼玉大学認定ベンチャー称号の期間延長を申請します。

なお、延長の上は、認定規則のほか貴学が定める諸規則及び法令を遵守することを誓約します。

埼玉大学認定ベンチャー称号 の延長を希望する理由	
現在の称号授与期間	年 月 日～ 年 月 日
希望する延長期間（5年以内）	年 ヲ月
確認欄（教職員）	<input type="checkbox"/> 所要の手續、許可等（※）をうけています。 （※） 国立大学法人埼玉大学利益相反マネジメント規則、国立大学法人埼玉大学兼業 規則等、その他関係規則
確認欄	<input type="checkbox"/> 事業内容等が公序良俗に反しないことを表明します。 <input type="checkbox"/> 反社会的勢力との関係がなく、かつ将来にわたり関係を持たないことを表明しま す。

【は該当するものをとすること】

添付書類について

- ①事業報告書
- ②収支決算書
- ③その他参考となる資料

別紙様式第6号（第11条関係）

年 月 日

埼玉大学認定ベンチャー（第 号）指定取消通知書

代表者 殿

国立大学法人埼玉大学  
学 長

印

年 月 日付けで指定しました、埼玉大学認定ベンチャーの指定につきましては、下記の理由により、取消すこととなりましたので、通知します。

記

取消し理由